

都留市 AI デマンド交通の運行に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日向 美 徳

都留市条例第 1 号

都留市 AI デマンド交通の運行に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の移動ニーズに応え、日常生活に必要な交通手段を確保するため、公共交通として AI デマンド交通を運行し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「AI デマンド交通」とは、利用を希望する者の予約に応じて、AI が最適なルート選定及び運行車両の配車を行い、乗り合いにより運行するものをいう。

(事業の委託)

第 3 条 市は、事業を円滑に推進するため、安全かつ適正な運行を行うことができると認められる道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項で定める一般乗合旅客自動車運送事業者に事業を委託することができる。

2 前項の規定により事業の委託を受ける一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「運行受託者」という。)は、法第 11 条に規定する運送約款を定め、同法に基づき適正に事業を行う。

(運行日等及び運行内容)

第 4 条 AI デマンド交通の運行日は、規則で定める。

2 運行時間及び運行範囲は、都留市地域公共交通会議の協議に基づき別に定める。

(利用方法)

第 5 条 AI デマンド交通を利用しようとする者は、あらかじめ利用の登録をしなければならない。

2 前項の規定による登録をした者(以下「利用者」という。)は、AI デマンド交通を

利用するときは、事前に予約をしなければならない。

(運賃)

第 6 条 AI デマンド交通の運賃は、別表のとおりとする。

(利用者の責務)

第 7 条 利用者は、運転者その他の乗務員(以下「乗務員等」という。)が運送の安全を確保し、及び車内の秩序を維持するために行う指示に従わなければならない。

(乗車の制限等)

第 8 条 市長又は乗務員等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、乗車を拒否し、又は降車を命じることができる。

(1) 乗務員等の指示に従わない者

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 52 条各号に掲げる物品(同条ただし書に規定するものを除く。)を持ち込もうとし、又は持ち込んだ者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認める者

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す者

(5) 前各号に掲げる者のほか、運送の安全の確保、又は車内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者

(市及び運行受託者の賠償責任)

第 9 条 市又は運行受託者は、AI デマンド交通の運行によって利用者の生命又は身体に害を及ぼしたときは、当該損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、市又は運行受託者に過失がないことを証明したときは、この限りでない。

(利用者の賠償責任)

第 10 条 利用者は、故意又は過失により AI デマンド交通の設備を損壊したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年度に限り、利用者は、都留市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(平成 25 年都留市告示第 31 号)に基づき市が交付した都留市内路線バス回数券を提示することにより、運賃の全て又は一部の支払いに代えることができる。

別表(第 6 条関係)

区分	運賃
一般	300円
小児(小学生)、障がい者	150円
乳幼児	無料
一般回数券(デジタルを含む。)11回乗車分	3,000円

この表において、「障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の障害者及び同条第 2 項に規定する障害児並びにその者と同乗する 1 名までの介護者をいう。